

2003 年度「レイティング/フィルタリング連絡協議会」第 4 回研究会議事録

1. 日時・場所

日時：2004 年 2 月 27 日（金）17:30～19:30

場所：商工会館 7 階 B・C 会議室

2. 参加者

座長 清水康敬（国立教育政策研究所 教育研究情報センター長）
委員 苗村憲司（慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科教授）
宮本潤子（ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表）
高橋邦夫（千葉学芸高校 校長）
萩原雅之（ネットレイティングス（株） 社長）
吉田奨（ヤフー（株） 法務部）
* 別所委員（ヤフー（株） 法務部部長）代理
小河原昇（アルプスシステムインテグレーション（株） 常務取締役）

オブザーバー

小杉裕二（総務省総合通信基盤局消費者行政課）
* 渋谷氏（総務省総合通信基盤局消費者行政課 課長補佐）代理
南澤正孝（経済産業省商務情報政策局情報政策課 課長補佐）
保住正保（警察庁生活安全局少年保護対策室長）
一ノ口克己（警察庁生活安全局生活環境課 課長補佐）
田仲 宏（大阪府生活文化部子ども青少年課 主査）
* 山中氏（大阪府生活文化部子ども青少年課長）代理
清水 昇（慶應義塾大学 SFC 研究所 研究員）
河野真太郎（インターネット倫理機構）
* 藤井氏（インターネット倫理機構）代理

事務局

国分明男（（財）インターネット協会） 他 4 名

3. 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 座席表 RF 研 2003-04-1
- ・ 委員・オブザーバー名簿 RF 研 2003-04-2
- ・ 本年度の研究会活動予定について RF 研 2003-04-3
- ・ 第3回フィルタリング研究会議事録 RF 研 2003-04-4
- ・ クオリティラベル（医療情報、電子商取引サイト等）に関する動向 RF 研 2003-04-5
- ・ 英国の携帯電話事業者による自主規制（補足資料） RF 研 2003-04-6

4. 議事概要

(1) 委員・オブザーバー自己紹介

- ・ 当研究会に初めて出席されたオブザーバーより、自己紹介を行った。

(2) 英国の携帯電話事業者による自主規制

- ・ 事務局より、配布資料 RF 研 2003-04-6 を使用して、英国の携帯電話事業者による自主規制の説明を行った。

(3) モバイルコンテンツのレーティング動向について

- ・ 事務局より、配布資料 RF 研 2003-04-5 を使用して、モバイルコンテンツのレーティング動向の説明を行い、委員・オブザーバーで討議をしていただいた。主な内容は以下の通り。

座長：NICER では5万件以上の教育用コンテンツに LOM を付与してデータベース化している。NICER ホームページは3月末にリニューアルする予定である。小中高向けコンテンツに加えて、生涯学習等のコンテンツにも対応させるので、LOM の構造を変える。また企業の提供する学校向け有料コンテンツにも LOM を付与する。データベース登録時には、教育あるいは学習に関係するコンテンツか否かを NICER や学校の先生が判断しているが、クオリティが高いものかどうかの判断はしていない。また、有害な内容が含まれないかのチェック、著作権・肖像権のチェックは行なっている。

委員：国内でネット上の医療情報の正確性の問題は生じているのか。

事務局：やせ薬など虚偽広告の問題はある。またネット上でも医薬品の販売には許可が必要だ。

委員：今回は、優良なものに対する格付けということか。ラベルでお勧めのものを教える場合と、これは危ないということを教える場合と2つのスタンスがある。

事務局：既存のラベルはお墨付きのものを表示しているものが多いが、危険物に対するマークもある。

委員：良いサイトについてはネット上で色々目利きサイトが存在して、ビジネスになっている。悪いサイトについての方が公的なニーズがあるのではないか。

座長：コンテンツの推奨や、間違っているものの指摘はできる。グレーなものが問題で、例えば歴史学上の判断が分かれるものについては評価が難しい。医療情報についても同様な問題があるのではないか。

委員：ユーザの多くは、ヤフーやグーグルを使ってコンテンツを見つける。

委員：検索エンジンの方でブラックなものは出さない仕組みや、グレーはグレーと表示するような仕組みを準備してくれるとよい。

委員：検索エンジンにはディレクトリ型とロボット型がある。ヤフーのロボット型検索では、スポンサーサイト、ヤフーで分類したもの、グーグル検索の順に検索結果が表示される。ディレクトリ型については、自薦他薦を問わず推薦が来たサイトについて、違法でないものを登録している。ただし、一企業で違法性を判断することには限界がある。例えば、オウムのサイトの推薦が来た場合どうするかが難しい。検索キーワードとしては入力が多いため、社会的な関心は高い。沢山のリクエストが来るので、ビジネスエクスプレスという、審査を先回しにするサービスがある。これについては、グレーなサイト（ネットワークビジネスや貸金関連等）は登録しないという基準がある。

委員：Yahoo キッズでは、どのように登録しているか。

委員：これは完全なホワイトリストで、そこから先には有害サイトへのリンクがない。だが、定期的に登録サイトを巡回しているわけではない。Yahoo キッズは慈善活動で、広告費もとっていない。

委員：ディレクトリ型は皆がヤフーが使っている。

委員：ヤフーのディレクトリ経由でアクセスして詐欺にあった人がクレームを上げることがある。クレームがあったら、ディレクトリから外すようにはしている。

委員：他の国ではロボット型のディレクトリはほとんど使われていない。日本ではヤフーのディレクトリが検索エンジン全体の中で半分くらい使われている。このくらい使われると、ヤフーのディレクトリが事実上の最初の「クオリティラベル」になる。

委員：ディレクトリ登録時に格付けはしているのか。

委員：分類のみだ。

委員：資料の P23 についてだが、医療情報の正確性と病院格付けとはかなり内実が異なると思う。病院については、そこにどんな医師がいるかなど様々な要素と評価軸がある。例えば、不動産会社で営業年数という表示がある。公的なものには、こうした客観的な数字が必要なのではないか。

委員：保護者には、Yahoo キッズを使うこと＝フィルタリングと思う人が多い。それだけ信頼されているということだ。定期的にサイトの更新チェックをしているのか。

委員：後で確認する。

委員：一企業のサービスが多くの割合の利用者に使われているので、影響力が大きい。

児童ポルノは許してはならない。児童買春児童ポルノ禁止法ができた後も、ヤフーの検索でそういったサイトに行けてしまっていた。

委員：児童ポルノを防ぐべく基準を高くすると他のものもブロックしてしまうので、兼ね合いが難しい。

委員：ヤフーに載ればステータスになるのか。

委員：ディレクトリに掲載する紹介文は自分で作れる。審査もあるが、そこまでできるのはヤフーだけだ。

委員：サーファー部が審査している。

委員：ディレクトリ検索については、ヤフー以外はヤフーの何十分の一の利用だ。

委員：ディレクトリ検索で、優良なサイトのみを集めたものはあるか。

委員：分野別ではある。ショッピングなど。目利きガリストを作り、それ自体がビジネスになっている。

座長：ヤフーに登録されたので適切なサイトですと言うことは？

委員：それは利用規約で禁止している。

オブザーバー：資料の P23 についてだが、例えば映画はアカデミー賞を受賞するような優良な映画のリストへのニーズもある一方で、ピンク映画のようなブラックなものへのニーズもあるだろう。ブラック ホワイトという分類軸で分けた方が良いのではないか。ホワイトなラベルを増やすのか、ブラックなラベルを増やすのかという 2 つの方向がある。

事務局：Web ページは何百億ページとあり、とてもチェックしきれない。ラベルビュー口のラベルは暗号化しており、復号化ツールは使用許諾の上で配布している。それは、インターネット協会推奨アダルトサイトのような使われ方を避けるためだ。ブラックリストが「ホワイト」になる可能性がある。ホワイトリストに毒にも薬にもならないものを載せても役に立たない。P23 の図については、事務局内の検討で、横軸を網羅性にする案もあり、網羅性を高めるとコストがかかるということだ。座標を色々な尺度で描いてみるのも手だ。

委員：サイトの信頼性のみならず、ネット上の仮想人格（パーソナリティ）の信頼性を保証する仕組みも今後必要となるのではないか。

(4) 今後の予定について

事務局：今年度は、ネット上のレーティングに関わる状況を把握した。オンラインゲーム、動画、モバイルコンテンツ、クオリティラベルなどだ。来年度も予算化されているため、委員の方々には引き続き参画していただきたい。グランドデザインの検討が必要だ。来年度末には何らかの成果物をまとめたい。

オブザーバー：レーティング/フィルタリングプロジェクトは平成 8 年から続いている。平成 15 年の出会い系サイト規制法案の審議の際に国会議員からインターネット協会フィル

タリングが非常に高く評価された。文部科学省、総務省、警察庁、経済産業省の省庁間会議で当連絡協議会のこととも報告している。インターネット協会のフィルタリングシステムは昨年一年間で1万件以上のダウンロードがあり、一昨年の4倍以上だ。自殺、薬物などのフィルタリングについても検討していきたい。

オブザーバー：大阪府は昨年3月の青少年健全育成条例改正で、学校の管理者や広く府民が利用できるパソコンを管理する者に対してフィルタリングの活用を含む努力義務を設けた。取組み状況としては、公立小中高全てでフィルタリングを導入済みで、養護学校はまだである。公立図書館も全てフィルタリング導入済みだ。私立小中高については200校余りのうち、60校がまだ導入していないので、要請している。インターネットカフェについては、200店のうち50店から回答があり、半数が未成年者の利用があるが、フィルタリングを導入しているところは3~4店にすぎなかった。インターネットカフェはオープンスペース型のものから最近個室化している。また、2003年7月~8月に1万6000人(小中高校生8000人、その保護者8000人)対象にメディア調査を行った。保護者については、フィルタリングを知っている人は19%しかなかった。また、フィルタリングが必要だと思う人が52%、わからないという人が多く、必要ないという人はわずか4%であった。携帯電話の所有率については、小学校高学年で10.7%、中学校で43.8%、高校生で89.8%であり、いずれも通話よりもメール利用が多かった。来年度はメディアリテラシー教育とフィルタリング普及について予算請求している。ソフトがあるだけでは不十分で、普及啓発が必要だ。

オブザーバー：警察庁では、情報技術犯罪対策課を新設する予定だ。早くて4月に立ち上げる。主要業務の一つは業界との連携で、ネット上の環境浄化だ。出会い系サイト規制法の附帯決議の中で規定されているので、早く普及啓発を進めて、成果を出す必要がある。

以上